

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付  
返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様

貸付決定番号 ( )

借受人 住所

氏名 印

下記のとおり未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の返還債務の履行猶予を受けたいので申請します。

記

猶予申請事由 ※該当する事由を ○で囲むこと	1 さいたま市内の保育所等で保育士として業務に従事している 2 災害 3 疾病、負傷 4 その他 ( )		
猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
借用金額	円 (①)	既返還額	円 (②)
猶予申請額	円 (①-②)		
備考			

※欄は記載しないこと

※猶予決定年月日	年 月 日	※猶予決定額	円
----------	-------	--------	---

## 保育士業務従事証明書

借受人氏名 \_\_\_\_\_

### 保育所等証明欄

上記の者が保育士業務に従事していることを証明します。

年 月 日

保育所等所在地

保育所等名称

代表者名

電話

印

#### 【申請上の注意点】

- 1 猶予申請事由が1の場合は、勤務先において証明を受けてください。
- 2 猶予申請事由が2～4の場合は、その事実を確認できる書類等を添付してください。
- 3 猶予申請事由が2～4の場合において保育所等を退職したときは、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（退職・休職・復職・従事先変更）届」の提出も必要になります。また、猶予申請事由の消滅後に保育所等に再就職する意思を有していることを表面の備考欄に明記してください。
- 4 猶予期間中に猶予事由が消滅した場合は、「未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付返還猶予事由消滅届」の提出が必要になります。
- 5 決定した猶予期間の延長を希望する場合は、再度申請していただきます。